

○公益財団法人いばらき文化振興財団 DX コンサルティング業務に係る
公募型プロポーザル方式による受託者公募に関する公告

公募型プロポーザル方式による受託者公募について、次のとおり公告します。
プロポーザルに参加を希望する者は、以下により関係書類を作成し、提出して下さい。

令和 7 年 9 月 2 9 日

公益財団法人いばらき文化振興財団 理事長 大谷 美恵子

1. 受託業務の内容

(1) 委託業務名

公益財団法人いばらき文化振興財団 DX コンサルティング業務

(2) 委託業務の目的

財団のDXを推進するにあたり、DXの認知、業務棚卸及び課題の抽出等、DXを推進するにあたり必要とされる初期業務をより具体的かつ効率的に実施するために業務を委託するものである。

(3) 委託業務の内容

公益財団法人いばらき文化振興財団 DX コンサルティング業務仕様書のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 2 8 日まで

(5) 見積限度額

3,014,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める）。

2. 資格要件

提案者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 過去 5 年間に於いて、国・地方自治体・民間企業等が発注する DX コンサルティング業務の実績を有すること。またはこれらの分野において、自ら主体となって実施した実績を有すること。
- (3) 茨城県内に本社、支社（店）、営業所又は事業所を有していること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする組織・団体でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に該当する者ではないこと。

3. 手続きに関する事項

(1) 担当部署

財団事務局 総務企画課
〒310-0851 茨城県水戸市千波町東久保 697 番地
電話：029-305-0161
Fax：029-305-0163
E-mail：icf-ga4@icf4717.or.jp

(2) 公募に関する契約書・仕様書の交付

①交付期間

令和 7 年 9 月 29 日(月)から令和 7 年 10 月 10 日(金)までの 9 時から 17 時まで。

ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める休日を除く。

②交付場所

上記（1）の担当部署に同じ。

③交付方法

上記②の交付場所において直接交付又は下記 URL からのダウンロード

URL <https://icf4717.jp/>

「入札情報」のページよりダウンロード可能。

なお、直接交付を希望する場合は、上記（1）の担当部署に事前の連絡をすること。

(3) 企画提案の参加申請期限等

①提出期限

令和 7 年 10 月 17 日(金) 17 時必着

②提出先

上記（1）の担当部署に同じ。

③提出書類及び提出部数

企画提案参加申請書（様式第 1 号）	1 部
過去 5 年間の DX コンサルティング業務の実績（様式第 2 号）	1 部
資格要件に係る申立書（様式第 3 号）	1 部

④提出方法

持参又は送付（送付記録が残るもの）に限る。

⑤参加資格の決定

企画提案への参加資格を審査の上、企画提案書の提出前に通知する。

(4) 企画提案書の提出手続き

①提出書類

ア. 企画提案提出書（様式第 4 号）	1 部
イ. 会社概要	1 部
ウ. 企画提案書（様式第 5 号）	10 部（社名記載 1 部、無記名 9 部）

企画提案書には以下の事項を記載する。なお、定められた事項が網羅されていれば別様式としても差し支えない。

- ・ DX コンサルティング業務の提案に関する具体的な方針・考え方
- ・ DX コンサルティング業務の目的達成のためのアクションプラン
- ・ 過去の DX コンサルティング業務実績
- ・ 業務実施体制
- ・ 費用見積額

②提出先

上記（１）の担当部署に同じ。

③提出方法

持参又は送付（送付記録が残るもの）に限る。

④提出期限

令和 7 年 10 月 27 日（月） 17 時必着

4. 審査方法及び評価項目

（１）審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書に基づき書類審査を行い、審査を通過したものについては担当部署内に設置された審査委員会において、（２）審査項目の評価基準により、プレゼンテーションによる審査を行う。なお、プレゼンテーションによる審査会の日程及び実施方法は改めて連絡する（審査会は令和 7 年 10 月 29 日（水）実施予定）。

（２）審査項目

区分	評価項目
① 理解度・達成度	業務の目的、内容について十分に理解し、かつ知識を有しているか。また、提案内容が仕様書の内容を十分に反映して構築されているか。
② 独創性・説得力	提案内容に独創性がみられ、かつ、本業務の目的を十分果たせるような説得力、合理性を有しているか。
③ 具体性・妥当性	提案内容に具体性・計画性があり、かつ、その内容が本業務の目的と照らし合わせ相当の妥当性・実現性を伴っているか。
④ 事業遂行体制	作業工程や業務実施体制等が本業務を確実に遂行できるものとなっているか。
⑤ 業務実績	本業務の適切な遂行に繋がる、過去の業務実績が相当数あるか。
⑥ 経費積算	本業務に係る経費の積算は妥当か。また、上限額に対する価格の優位性があるか。
⑦ 総合評価	企画提案から受ける全体的な印象はどうか。

（３）審査結果の通知

- ・ 審査結果は、決定後速やかに通知する。
- ・ 審査の内容については一切公表しない。
- ・ 結果についての異議申し立ては一切認めない。

(4) 業務委託の方法

- ・公益財団法人いばらき文化振興財団は、上記に基づき選定した事業者から再度見積書を徴収し、見積金額が別途作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結する。

5. 質問の受付

本件に関する質問等については、令和7年10月10日（金）17時まで、3（1）担当部署にてファクシミリ又は電子メールにて受け付ける。なお、質疑を提出したときには、電話で送付確認を行うこと。

6. その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は、返却しない。また、複数の企画提案書の提出は不可とする。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は、公益財団法人いばらき文化振興財団に帰属する。ただし、企画提案書に提案者及び第三者が既に著作権を保有している事項が含まれている場合はこの限りではない。
- (5) 企画提案の審査は、提案された内容に基づいて行うが、採用決定後、見積合わせにより別途決定する。
- (6) 企画提案書の概要について外部からの求めなどに応じて公表する場合がある。
- (7) 契約書の作成要否 要
- (8) 契約保証金 無

(様式第 1 号)

企画提案参加申請書

令和 年 月 日

公益財団法人いばらき文化振興財団 理事長 殿

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
印

公益財団法人いばらき文化振興財団 DX コンサルティング業務の公募型プロポーザルに参加したいので、申し込みます。

記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担当部署	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

(様式第 2 号)

過去 5 年間の DX コンサルティング業務分野の実績

事業名	発注者	業務の内容	契約金額 (千円) 履行期間

(様式第 3 号)

資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

令和 年 月 日

公益財団法人いばらき文化振興財団 理事長 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

公益財団法人いばらき文化振興財団が実施する公益財団法人いばらき文化振興財団 DX コンサルティング業務の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件を全て満たしていることを申し立てます。

記

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 過去 5 年間に於いて、国・地方自治体・民間企業等が発注する DX コンサルティング業務の実績を有すること。またはこれらの分野において、自ら主体となって実施した実績を有すること。
- (3) 茨城県内に本社、支社（店）、営業所又は事業所を有していること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする組織・団体でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に該当する者ではないこと。

(様式第 4 号)

企 画 提 案 提 出 書

令和 年 月 日

公益財団法人いばらき文化振興財団 理事長 殿

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
印

公益財団法人いばらき文化振興財団 DX コンサルティング業務を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

(ふ り が な) 氏 名	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

(様式 5 号)

商号又は名称

企画提案書（プロポーザル）

- 1 業務の実施方針（トータルコンセプト）
- 2 各業務の具体的な企画内容
- 3 作業工程

年月						
業務区分						

- 4 業務実施体制
 - (1) 予定している実施体制

	予定者氏名	所属・役職
業務の統括責任者		
業務の管理技術者		
業務の担当技術者		

- (2) 予定している担当者の経歴等
 - ア 統括責任者

氏名		
○経歴等		
○事業実績／事業名、発注者、実施時期、担当業務等		
手持ち事業の状況（令和 年 月 日現在）		
事業名	発注者	履行期間

※以下「イ 管理者」、「ウ 担当者」についても同様に記載すること。

- 5 費用見積額

仕 様 書

1 業務名

公益財団法人いばらき文化振興財団 DX コンサルティング業務

2 目 的

財団運営における業務効率化、経営基盤強化及び競争力向上を目的とした DX 推進の前提作業として、DX の認知に向けた研修会の実施、既存の業務棚卸等の施策を外部委託により実施する。

3 内 容

(1) 全体研修会の開催

①研修会資料の作成

- ・DX の定義をはじめ、国の施策、先進事例、関連法規等、当財団の職員が DX に能動的に取り組むための知識の取得ができ、かつ組織全体での DX 機運醸成を促進するような内容・構成とする。
- ・管理職対象の研修と非管理職（有期雇用職員は除く）対象の研修を分けて実施し、研修内容についても、DX 推進を最適化するにあたり各階層に必要な内容で作成する。
- ・資料の納品形態は、PDF 形式でのデータ納品とする。
- ・研修内容の録画を行い、データを納品すること。

②研修会の実施

項 目	内 容
開催時期	令和7年11月～12月中（予定）
実施回数	■管理職対象研修：2回 ■非管理職（有期雇用職員は除く）対象研修：2回 ※同一階層の研修は、開催日を2日間に分けて実施する。 ※各階層における2回目の研修について、1回目の研修実施日からあまり間隔を空けないよう、集中的な日程で実施する。
開催場所	アクアワールド茨城県大洗水族館 4階・大会議室（予定）
開催時間	■1回あたり約1時間を想定（質疑・応答を含む） ■午前中開催の場合：10時～11時 午後開催の場合：14時～15時

(2) 既存業務棚卸・業務フロー図作成及び改善提案のアドバイザー業務

①既存業務における業務フロー図のサンプルデータ作成

- ・当財団において現在実施している業務について、当財団内の各課（全9課）ごとに棚卸を実施したフロー図のサンプルデータを作成する。

② 改善後の業務フロー図データの作成・納品

- ・上記①のサンプルデータに関し、業務の改善提案を加えたフロー図を作成し、データで納品する。
併せて、業務フロー図のテンプレートデータ（当財団内で容易に加工ができる形式とする。）を納

品する。

③成果物に関する説明・相談対応業務

- ・上記①②の作成及び改善提案の内容等に関する各課へのフィードバック及び各種相談に対する対応を行う。
- ・契約期間内で、1か月に1回程度事業所へ来訪・対応すること。
 - 会場：財団事務局及びアクアワールド茨城県大洗水族館
 - 実施時間：1課あたり2時間程度
- ・受託者は、本窓口における当財団の職員からの相談に対し、口頭による改善案等のアドバイスを行うほか、委託期間中においては電話やメール等による対応も適宜行うこととする。

(3) 基幹システムの導入・整備に向けたアドバイザー業務

- ・基幹システム（グループウェア・電子ワークフロー）の導入・整備に向けた目的・課題の整理及び可視化、システムの紹介、改善案の提案等を行う。
- ・現行システムの機能拡張、他のシステムとの仕様比較など、業務遂行上最適なシステム環境の整備に向けた検証・検討作業を行う。

(4) 定例打合せ・バックアップ

- ・委託期間中、月2回程度の定例的な打合せ（2時間程度/1日）を実施する。
- ・委託期間中、月1回程度（隔週）担当者が各事業所（財団事務局及びアクアワールド茨城県大洗水族館）へ常駐し、DX関係事案の支援業務を行う。

(5) その他

- ・本業務の履行に関して知り得た一切の情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。
- ・本業務の再委託を行う場合は、事前に再委託の範囲、再委託業者等について財団へ連絡し了承を得ること。
- ・本業務の完了後、受託者は財団に対し速やかに業務完了報告を行うこと。
- ・受託者の責めに帰すべき事由により、財団または第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- ・本仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定する。

4 契約期間

令和7年11月1日から令和8年2月28日まで（4か月間）

5 履行場所

- ① 公益財団法人いばらき文化振興財団 事務局
茨城県水戸市千波町東久保697番地
(ザ・ヒロサワ・シティ会館・本館内)
- ② アクアワールド茨城県大洗水族館
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町8252-3

6 問い合わせ

公益財団いばらき文化振興財団 総務企画課

【担当】総務グループ 滑川

TEL：029-305-0161

FAX：029-305-0163

e-mail icf-ga4@icf4717.or.jp